

# 多重債務やヤミ金で悩んでいませんか？

## 勇気を出して、まずは相談を！

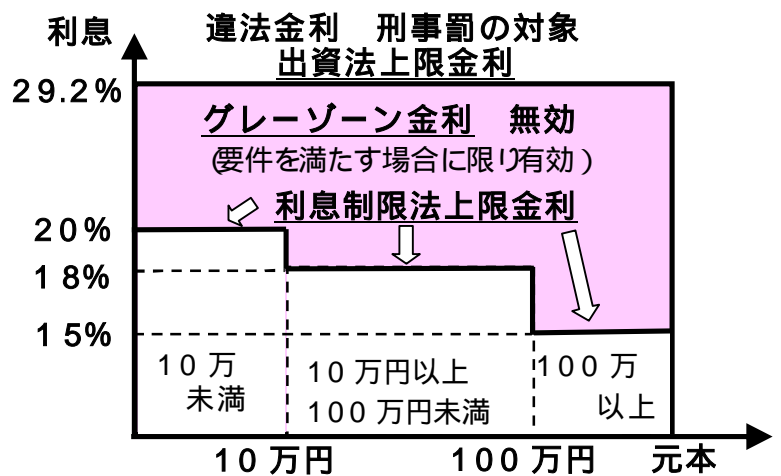
岡崎市消費生活相談室（市役所東庁舎 2 階） TEL 23 - 6459

閉庁日を除く毎日 午前 9 時～午後 4 時

西三河県民生活プラザ（西三河総合庁舎 1 階）TEL 27 - 0800

閉庁日を除く毎日 午前 9 時～午後 5 時 15 分

多重債務とは、複数の貸金業者やクレジット会社などから返済能力を超えて借金をしている状態をいいます。多重債務者の多くが、返済のために借金を繰り返し、借金は雪だるま式に増えていきます。これは、多くの貸金業者が利息制限法の上限金利（年 18～20%）を超え、刑事罰の科される出資法の上限金利（年 29.2%）を超えないグレーゾーンの高金利で貸し付けていたからです。グレーゾーン金利は一定の厳しい要件を満たさない限り無効であり、法律上支払う義務はありません。一刻も早く法律専門家（弁護士又は司法書士）の支援を得て解決策を検討しましょう。



### 利息の引き直し計算

今まで返済してきた金利のうち、利息制限法の上限を超える額は元本を返済したとみなして、残りの額を計算することをいいます。「利息の引き直し計算」で、借金の残債務額が圧縮され、場合によっては、払い過ぎ（過払い）になっていることもあります。

### 取立を止めるには

債務整理を受任した法律専門家が、貸金業者にその旨を通知すれば取立は止まります。特定調停や破産を申し立て、裁判所からの通知が貸金業者に届けば取立は止まります。

### 債務整理の方法

返済の見込みなし

借金を減額して返済

自己破産

個人版民事再生

特定調停

任意整理

裁判所の決定によって解決する方法

話し合いによって解決する方法

裁判官



貸金業者  
(債権者)



多重債務者



法律専門家

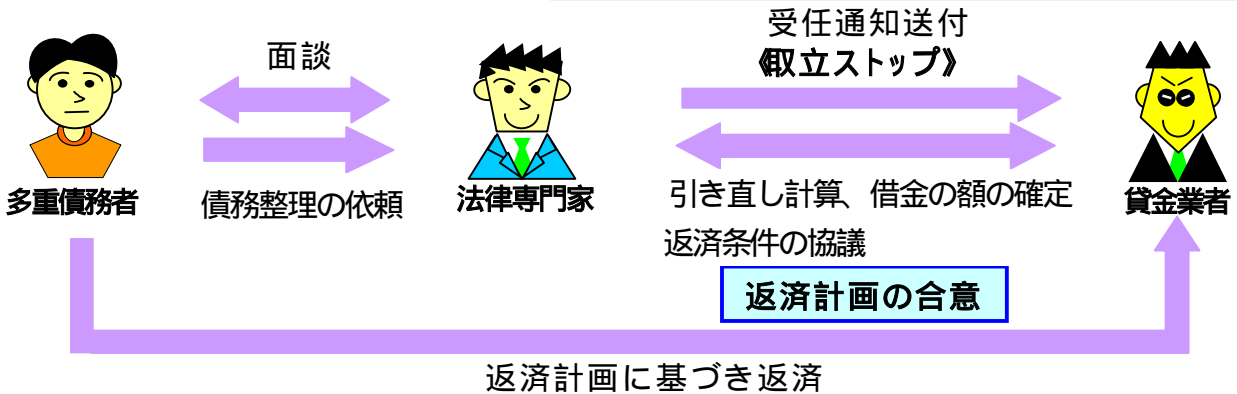


**任意整理 - 裁判所を使わず、当事者の話し合いで返済方法を和解します -**

借金総額が比較的少額の場合  
「引き直し計算」で借金の減額  
が見込まれる場合

**期間** 2～4ヶ月

**費用** (一応の目安 貸金業1社あたり着手金 2万円  
+ 報酬金 2万円 + 交渉で減額した金額の10%)



**主なメリット**

当事者間の話し合いによるため、柔軟な返済計画を組むことが可能  
引き直し計算により、借金の額の減額が可能  
受任通知により取立が止まる  
(全ての手続に共通)

**主なデメリット**

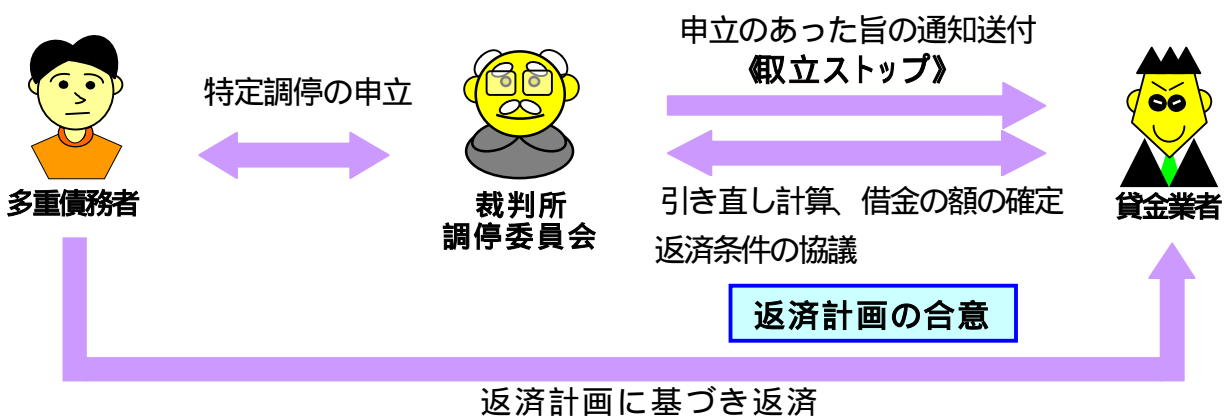
当事者間の任意の話し合いのため、話し合いに応じない貸金業者に対する強制力がない  
事故情報に登録される恐れがある  
(全ての手続に共通)  
事故情報とは、借金の返済が滞ったり整理した情報で、顧客の信用情報を集積する「個人信用情報機関」に登録される。他の業者はその情報をみてこの人にお金を貸すと返ってこないと判断すれば、お金を貸さないことになる。

**特定調停 - 裁判所が債権者と債務者の間に立って、利害関係を調整します -**

借金をしている貸金業者の数が少ない場合  
引き直し計算で借金の減額が見込まれる場合

**期間** 1～2ヶ月

**費用** (一応の目安) 数千円程度



**主なメリット**

裁判所に選任された調停委員が仲介するので公平な結論が期待できる  
返済計画に強制力があり、給与の差押え等も止められる  
法律専門家を頼まずに出来るので、費用が安い

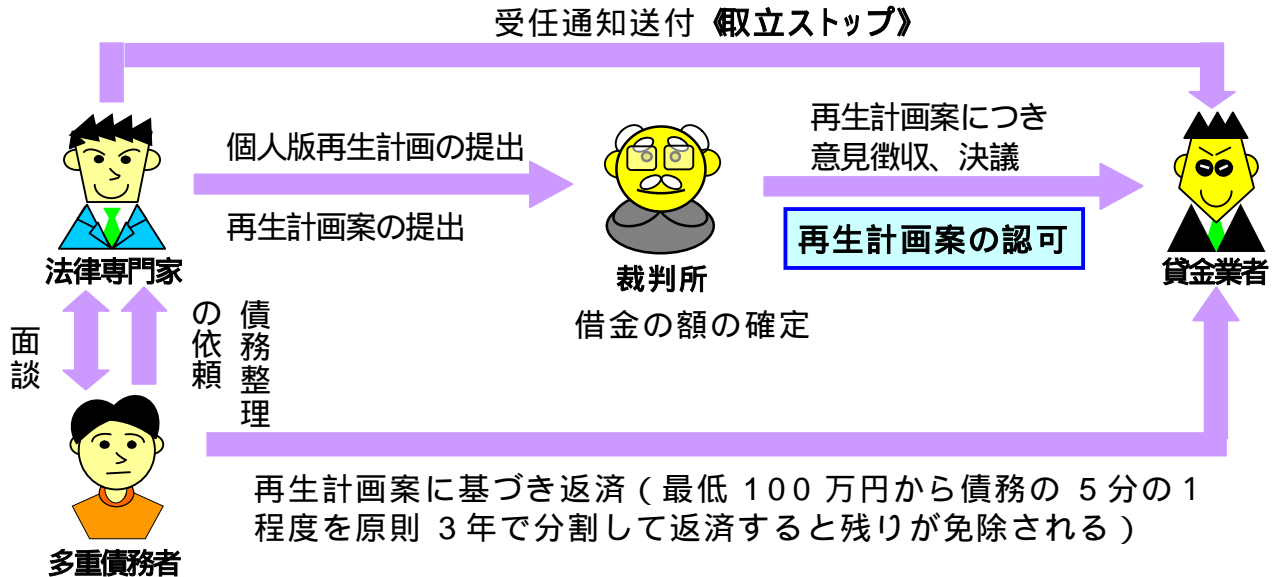
**主なデメリット**

借金をしている全ての貸金業者の合意を得る必要がある  
返済計画に強制力があるため、返済が滞ると直ちに給与等を差押えられる

## 個人版民事再生 - 裁判所が認可した再生計画に基づき、債務を返済します -

借金をしている貸金業者の数や額が多い場合  
相談者が給与等の定期的な収入を得ている場合  
住宅ローンがあり、住宅を手放したくない場合

**期間** 1年程度  
**費用** (一応の目安) 30万 ~ 50万円程度 (実費含む)



### 主なメリット

話し合いによる解決が難しい場合でも、債務整理可能  
住宅ローン特別条項により、住宅を失わずに借金を整理することも可能  
給与の差押え等を止められる

### 主なデメリット

利用できる者 (住宅ローンを除いた借金が5千万円以下であり、将来的に一定の収入が見込める) に制限がある  
手続きが相対的に複雑なため費用と時間がかかる

## 自己破産 - 裁判所を通じて債務の支払いを免責してもらいます -

返済の見込みがない場合

**期間** 2ヶ月 ~ 半年程度  
**費用** (一応の目安) 30万円程度 (実費含む)



### 主なメリット

免責が許可されれば、早期に借金から解放される  
給与の差押え等を止められる

### 主なデメリット

最低限の生活資材を除き、住宅等の財産を失う  
破産原因によっては免責されない場合がある  
官報に氏名、住所が記載される  
免責が許可されるまで一定の職業に就けない等の制約がある

## 多重債務相談窓口

相談窓口	曜日・時間	電話番号
名古屋地方裁判所岡崎支部 岡崎簡易裁判所		0564-51-4522
岡崎法律相談センター サラ金クレジット被害相談	毎週月～金曜日 10:30～15:00	0564-54-9449 初回相談のみ無料 予約制
愛知県司法書士会 西三河総合相談センター	毎週水曜日 13:00～16:00	0564-58-0318 有料 予約制
法テラス三河 民事法律扶助相談	一般相談 毎週木曜日 13:00～16:00 司法書士相談 第1,3火曜日 10～13	050-3383-5465 収入が一定基準以下の方対象 無料 予約制
岡崎市役所法律相談 弁護士による法律相談	毎週 月・水・木曜日 13:00～16:00	0564-23-6492 無料 予約制
岡崎市役所法律相談 司法書士による法律相談	第1・第4火曜日 13:00～16:00	0564-23-6492 無料 当日、来所順に受付
日本クレジット カウンセリング協会	毎週 月～金曜日 10～12:40 13～16	052-957-1211 無料 予約制
NPO法人 クレサラあしたの会	相談会スケジュールは 電話にて確認	052-569-6888 080-3620-7654
愛知かきつばたの会	相談会スケジュールは 電話にて確認	052-916-9131
NPO法人 クレサラ救済センター		052-503-2991 090-2135-6926

## 法律相談の準備資料

本人確認資料

(運転免許証、パスポート、健康保険証等)

債務一覧表

(業者名と連絡先、最初の借入年月日と元本額、借入残高、保証人その他の担保の有無等)

借入れに関する一切の資料

(契約書、振込控、預貯金通帳、利用明細、ローンの場合の返済表等)

収入に関する資料(給与明細・源泉徴収票、個人事業主の場合は直近の税務申告書等)



勇気を出して  
相談しよう!

